

地域で支える子どもの居場所づくり支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 地域で支える子どもの居場所づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号以下「規則」という。）及び補助金交付要綱に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付は、一団体又は一個人につき、1回に限るものとし、令和4年2月15日までに申請があった者を対象とする。

(補助対象経費)

第3条 要綱第3条に規定する対象経費の例示、要綱第5条第1項第5号に掲げる知事が必要と認める書類及び要綱第11条実績報告時に添付する収支決算書に添付する書類は次のとおりとする。

品 目	交付申請時 提出書類	精算時 提出書類
衛生用品（手指消毒用消毒液、マスク、フェイスガード等）	単価・数量等 が分かる見積 書、カタログ 等	領収書やレ シート等の 単価・数量 が分かるも の
清掃用品（台所用洗剤、ペーパータオル等）		
食品容器、皿、割箸、使い捨てスプーン		
配達用保温（冷）バッグ、配達用かご		
アクリル板、ビニールカーテン、パーテーション		
非接触型体温計		

(補助金交付決定の取り消し)

第4条 補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、補助事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがある。
また、既に補助事業者に補助金が交付されている場合には、期限を定め返還を命じる。

- (1) 交付決定の内容と異なる事実が認められるとき
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとするとき
- (4) 申請書の事実と異なることが判明したとき
- (5) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年5月10日から施行し、令和3年度の予算に係る地域で支える子どもの居場所づくり支援事業補助金に適用する。